



**高浜発電所第1号機、2号機、3号機、4号機
津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に
係る設工認及び保安規定の説明について**

2020年12月10日
関西電力株式会社

○警報なし津波の対応にかかる設工認及び保安規定の申請内容について、それぞれ資料 1 - 3 及び資料 1 - 4 を用いて説明する。なお、「津波襲来時の漂流物影響評価」は、「構外の観測潮位を活用した津波対策」、「津波襲来検知に関する社内外への情報連絡」と関係することから、設工認の内容説明時に、これらを合わせて説明する。

項目	設工認（資料 1 - 3）	保安規定（資料 1 - 4）
（申請概要）	1. 許認可対応経緯 2. 設置変更許可の振り返り 3. 設置変更許可において設計及び工事の計画で確認するとした事項 4. 設計及び工事の計画の認可申請の内容及び固有事項の有無について 5. 補正申請内容（2020年12月3日）について	1. 経緯、補正概要
潮位観測システム（防護用）の設計（電路の耐震性評価及び演算装置）	6. 警報なし津波の設工認申請における固有事項 （1）潮位観測システム（防護用）の設計	—
入力津波の作成の考え方	（2）詳細設計の条件下で作成する入力津波の評価	—
発電所構内の車両を対象とする津波襲来時の漂流物影響評価	（3）車両の漂流物評価	—
発電所構外の観測潮位を活用した津波対策	—	2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 （3）発電所構外で津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応 （3）発電所構外の観測潮位を用いた運用
津波襲来検知に関する社内外への情報連絡	—	（5）津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の情報連絡
（LCO、AOTの設定）	—	（1）LCO、AOTについて
取水路及び取水路防潮ゲートの予防保全を目的とした点検・保守における津波襲来時の対応	—	（2）予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の対応
潮位観測システム（補助用）の位置づけと運用内容	—	（3）発電所構内で取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合の対応
附則で規定すべき内容	—	（4）保安規定附則記載について
（その他個別項目）	（4）重大事故等時に使用するポンプの取水性	—
	—	3. 高浜 1・2 号炉 有毒ガス防護